

目次

【コラム】

償却資産の学び方 ⑩

【今月の質問】

「納税通知書」送付が返戻された
場合の効力



主席研究員 笹目孝夫

<筆者 略歴>

1979年 横浜市入庁（主税
部財政局及び区役所にて固定
資産税部門の専任職・税務表彰
受理）2015年 横浜市主税
部財政局税務課償却資産センタ
ー退職

在職中より、全国自治体にて、固
定資産税（償却資産）研修講
師、全国版研修ビデオ「はじめの
一歩」償却資産の基礎」ほか研
修教材作成等

2020年 月刊「税」連載「償却
資産の固定資産税実務の現場
から」（神戸市ほか）著作「償却
資産の固定資産税申告 Q&A」

総務省主催「償却資産の実地
調査研究委員会」委員歴任
総合鑑定調査 主席研究員
資産評価システム研究センター
特任講師 ほか

償却資産の実務



株式会社 総合鑑定調査

令和3年9月号

地方自治体の税務職員に、毎号、税務の学び方、実務、Q&A、税制改
正のポイントなど、最新の情報をお伝えします。

【コラム】 償却資産の学び方 ⑩

前回、前々回と町役場で実践した今年度の〈事業者の掘り起こし〉について紹
介したが、続けて私が横浜市で実践していた事例を紹介する。

○不申告者への対応について

不申告者の対応は電話連絡、書面での申告催促、書面での賦課決定の順で
進む。

1 「電話催告」

不申告者へ電話催告は、想像以上の効果がある。4月中頃から実施す
る電話催告のポイントは、1か月ごとに間をあけて3回行う。必ず電話し
た日時、電話に出た回答者名、話した内容は記述して残しておく。特に
提出日を答えた場合、その日を記入しておく。

このときのポイントは、電話催告では、すぐに申告書の提出を求めな
いこと。代わりに「提出できなかった理由」を訊く。提出を求めると、
いい加減な返事を返されて終了するか、売り言葉に買い言葉の応酬にな
ることがある。不申告の理由を求めた場合なら、何か、言い訳を口にし
て、そのうち、近いうちに提出することを口にする。その時、次の提出
日を確認する。お互い了解して、その場は終わる。しつこく確認はしな
い。長電話もしない。次の提出日の記録が重要になる。

しかし、その提出日も裏切られる。電話催告は裏切られることを前提
にして進む。2回目、3回目も同じようにして電話催告をする。3回目ぐ
らいは、たいていは提出を受けるが、それでも提出してこない場合は、
それ以上、追求しないで終了させる。このような事業者は国税の確定申
告はしていない。申告を受けても、免税点以下、近いうちに廃業になる
可能性が強い。下記が日経新聞と経済産業省の企業生存率統計だ。

法人

企業生存確率

日経新聞 企業生存率	
1年後	60%
3年後	38%
5年後	15%
10年後	5%

日経新聞より（1996年新設法人8万社）

経済産業省工業統計表 企業生存率	
1年後	73%
3年後	53%
5年後	42%
10年後	26%

経済産業省 工業統計表より

株式会社

総合鑑定調査

東京支店

〒164-0001

東京都中野区中野 5-24-

18

クロス・スクエア

NAKANO405

TEL:03-5942-4155

<お知らせ>

償却資産は、土地や家屋に比べ特例が非常に多くあり、その改正も頻繁に行なわれています。償却資産としての課税が可能なものは想像以上に多く複雑であり、意図的にではなく申告から漏れてしまう償却資産も多数存在しています。

弊社では、政令指定都市で償却資産の専任職として多数の大企業の調査行ってきた自治体OBを中心として、さまざまな角度から償却資産の適正課税のご支援を開始しました。

償却資産の評価を行うにあたっての知識のレベルアップを目的とし、償却資産に精通した講師を派遣し、自治体様へ特別講座を行います。講義内容・ご予算等、詳細については、まずは、お気軽にご相談下さい

事業経営というのは、とても難しいもので、日経新聞の資料では38パーセントの企業しか3年後には残らないのだ。このデータによれば、10年後になると5パーセントしか残らない。

この現実を知らないと、いつまでも不申告者を追う泥沼にはまってしまい、それが年間を通しての償却資産の仕事だと思ってしまう。

次の行動に移るためには、電話催告で裏切られながら進み、そのことを記録していくことが、重要な意味を持つてくる。

このあとに書面の呼び出しハガキ、国税資料による賦課決定へと繋げていくが、このときの裏切られてた記録が、異議申立て、税務裁判などに発展してしまった場合に重要な資料になっていくのだ。

償却資産は申告を求めているが、国税のような「申告納付」税目ではなく、賦課期日の所有する資産に課税する「賦課課税」税目だ。なおかつ、設置場所の不明な動産を含んでいる。「賦課課税」税目には、国税申告納付（不申告加算税へ）とは異なった事実証拠を積み上げていく手法が求められていく。

【今月の質問】

「納税通知書」送付が返戻された場合の効力

<質問>

<納税の告知>である「納税通知書」送付が、返戻された場合等でも効力が生じるのか。

<回答>

「納税通知書」等の送達の効力は社会通念上送達を受けるべき者の支配下に入ったと認められるとき、つまり送達を受けるべき者が了知し得る状態におかれた時に生ずると考えられている。

解説

通常取扱いによる郵便又は信書便によって地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類を発送した場合には、法に、特別の定めがある場合(法第8条第5項、法第321条の15第5項等)を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する(法第20条第4項)とされている。

課税庁である自治体としては、その書類の名称(「納税通知書」等)、その送達を受けるべき者(納税義務者等)の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない(法第20条第5項)。

「出会送達」又は「補充送達」の場合には、送達を受けるべき者又は使用人等に交付した時であり、納税通知書等の交付を受けた者に対しその旨を記載した「納税者住所調査票」などを作成し、これに署名(記名)及び押印を求めることが、自治体では必要になる。

そして、「差置送達」を実施した場合には、差し置いた時とされ、実施した日時、差置場所、実施した理由、実施した職員の氏名等の記録を行うことが必要になる。

なお、いったん有効に書類が送達された以上、たとえその書類の送達を受けるべき者が、その書類を返戻しても送達の効力には影響がないとされている。

(主席研究員 笹目孝夫)